

平成 29 年 2 月 14 日
福 島 労 働 局

福島わかものハローワークにおける文書の誤交付について

福島労働局（局長 島浦幸夫）は、福島公共職業安定所（所長 櫻井智夫。以下「福島所」という。）福島わかものハローワーク（以下「わかものHW」という。）における個人情報に係る文書の誤交付について、下記のとおり該当事案を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概 要

わかものHWにおいて、求職者Aから提出された「求職申込書」を求職者Dに誤交付するという事案が発生した。

「求職申込書」には、求職者Aの氏名、住所、性別、生年月日などが記載されていた。

2 事実経過等

- (1) 平成 29 年 1 月 30 日、わかものHWに求職者Aが職業相談・紹介のために来所したところ、ハローワークカードを持参していなかったため、対応した相談員Bは求職申込書の記入を依頼した。
- (2) 相談員Cは、求職者Aから求職申込書を受取り、新規求職者用の各種パンフレットを使用し、職業相談を行った。
- (3) 職業相談が終了し閉庁時間となったことから、相談員Cは、求職者Aに配付しなかったパンフレットを元のパンフレットの保管場所に戻した。この時、求職申込書は返却、又は、本人同意の下で廃棄をするべきところ、これを行わずに誤ってパンフレットに紛れ込ませてしまった。
- (4) 同月 31 日、相談員Cが求職者Aの前日の相談記録をシステムに入力する際、求職申込書を返却したことの記憶が曖昧だったことから、求職者Aへ電話連絡したところ、返却されていないことを確認した。
- (5) 2 月 6 日、求職者DがわかものHWに来所し、1 月 31 日に新規求職者の登録を行った際に職員から渡された各種パンフレットの中に求職者Aの求職申込書が紛れていた旨の報告がされたことから、誤交付による個人情報の漏えいが判明した。求職者Dには、その場で謝罪を行い、了承を得るとともに求職申込書を回収した。
- (6) 同日、管理次長及び職業相談第二部門統括職業指導官が、求職者Aに本事案の経過説明と謝罪を行い、了承を得た。

3 発生原因

- (1) 個人情報に記載された書類は、黄色いファイルに入れて保管することとなっているが、本件の求職申込書を不要な書類であると思い込んでいたため、黄色いファイルに入れなかったこと。

- (2) 一旦窓口で準備をした未配付のパンフレットを元の場所へ返却するに当たって、混入回避のための確認をしなかったこと。
- (3) 各種パンフレットを配付する際に、無関係の書類の混入がないか確認しないで配付したこと。

4 再発防止策

- (1) 福島所では、平成29年1月31日、2月6日に所長から幹部職員に対し、本事案の経過を説明するとともに、全職員（非常勤含む）に対して個人情報の管理と取扱いについて再度徹底するよう以下の指示を行った。
 - ① 受付担当職員は、ハローワークカードを持参していない求職者の場合は必ず求職番号照会により求職登録の状況を確認し、不要な求職申込書等の提出は求めないこと。
 - ② 申請書類を処理する際は、個人情報を扱っている意識を強く持って、処理終了まで黄色いファイルで管理することを徹底すること。また、不要な個人情報については、相手の同意のもと、その場で廃棄するとともに記録を残すこと。
 - ③ パンフレットについては、一旦手元にとったが使用しなかった場合は、元の場所へ戻さないこと。
 - ④ パンフレット等を配付する場合は、他の書類等の混入がないか一枚ずつ確認すること。
- (2) 福島労働局では、平成29年2月7日付けで、職業安定部長から管内の公共職業安定所長に文書による通知を発出し、所長以下幹部職員による個人情報管理に係る基本確認動作の確実な実行について点検等するよう再度指示した。

また、平成29年1月に福島労働局幹部が全ハローワークに対して実施した「個人情報取扱いに関する緊急監査」について、実施結果を取りまとめ、福島労働局長から必要な指示・指導を行う予定である。

【担当】 福島労働局職業安定部職業安定課
課長 菊田 稔
電話：024-529-5139